

平成27年12月24日
消費者庁

特定商取引法に基づく行政処分について

本日、東北経済産業局が特定商取引法に基づく行政処分を実施しましたので公表します。

本件は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた東北経済産業局長が実施したものです。

平成27年12月24日
経済産業省東北経済産業局

特定商取引法違反の訪問販売業者に対する 業務停止命令（3か月）について

- 経済産業省東北経済産業局は、消火器の訪問販売を行っていた「東洋防災設備」こと高田良一（仙台市青葉区）に対し、本日、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「同法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成27年12月25日から平成28年3月24日までの3か月間、訪問販売に関する業務の一部（新規勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
- 認定した違反行為は、勧誘目的等不明示及び契約書面の記載不備です。
- 処分の詳細は、別紙のとおりです。
- 本件は、同法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた東北経済産業局長が実施したものです。
- なお、本件は、山形県と連携を図り、特定商取引法に基づく調査を実施したものです。

1. 「東洋防災設備」こと高田良一（以下「同事業者」という。）は、山形県及び宮城県の消費者宅を突然訪問し、「消火器を見せてください。」と告げて新しい消火器を勧めたり、消費者宅の消火器設置済みステッカーを見て、訪問後にいきなり「消火器の期限が切れているので交換に来ました。」などと言って勧誘し、新しい消火器の売買契約を締結していました。

2. 認定した違反行為は以下のとおりです。

(1) 同事業者は、消費者の住居を訪問した際に、消火器の販売を目的としているにもかかわらず、その旨を告げずに「消火器を見せてください。」「使用期限が切れています。」「消火器の期限が切れているので交換に来ました。」などと言っており、勧誘に先立ち消費者に対して消火器の契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにしていませんでした。

（勧誘目的等不明示）

(2) 同事業者は、売買契約を締結した際に、その相手方に交付しなければならない当該売買契約の内容を明らかにする書面に、商品の販売価格及び数量を記載していませんでした。

（契約書面の記載不備）

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

○消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）

身近な消費生活相談窓口を御案内します。

※一部のPHS、IP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。

○最寄りの消費生活センターを検索する

<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

「東洋防災設備」こと高田良一に対する行政処分概要

1. 事業者の概要

- (1) 名称：「東洋防災設備」こと高田良一
- (2) 代表者：高田 良一（たかだ りょういち）
- (3) 所在地：宮城県仙台市青葉区米ヶ袋三丁目1-12 ベルコートーI 201号
- (4) 資本金：-
- (5) 設立日：平成20年8月
- (6) 取引類型：訪問販売（特定商取引法第2条第1項）
- (7) 取扱商品：消火器「ハッピネス3000XII」

2. 取引の概要

「東洋防災設備」こと高田良一（以下「同事業者」という。）は、消費者の住居を訪問し、その住居において、同事業者が販売する消火器（以下「本件商品」という。）の勧誘を行い、本件商品の訪問販売を行っていた。

3. 行政処分の内容

業務停止命令

(1) 内容

特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ① 訪問販売に係る売買契約の締結について勧誘すること。
- ② 訪問販売に係る売買契約の申込みを受けること。
- ③ 訪問販売に係る売買契約を締結すること。

(2) 停止命令の期間

平成27年12月25日から平成28年3月24日まで（3か月間）

4. 処分の原因となる事実

同事業者は、以下のとおり法に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

(1) 勧誘目的等不明示（法第3条）

同事業者は、消費者の住居を訪問した際に、本件商品の販売を目的としているにもかかわらず、その旨を告げずに「消火器を見せてください。」「使用期限が切れています。」「消火器の期限が切れているので交換に来ました。」などと言っており、勧誘に先立ち消費者に対して本件商品の契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにしていなかった。

(2) 契約書面の記載不備（法第5条第2項）

同事業者は、売買契約を締結した際に、その相手方に交付しなければならない売買契約の内容を明らかにする書面に、次の事項を記載していなかった。

- ① 法第5条第2項により準用する同法第4条第2号に掲げる商品の販売価格
- ② 法第5条第2項の規定に基づく特定商取引法に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）第4条第6号に掲げる商品の数量

5. 勧誘事例

【事例1】

平成26年8月、同事業者の営業員Zは、消費者A宅を突然訪問し、「消火器の使用期限が切れたので交換する年です。消火器を見せてください。」と言った。

Zは、Aが持ってきた消火器を見ると、使用期限のことについて何も話さず、「消火器を交換しなければならない。」と言って消火器の購入を勧めた。

Zからそのように言われたAは、言われるまま新しい消火器を購入した。

なお、消火器の値段について、Zから〇〇円と言われたAは、あまりにも高く、妥当な金額か不審に思ったため「〇〇円しかない。」と言った。

すると、Zが「〇〇円でもいい。」と言ったため、Aは内金として〇〇円を支払った。この時、ZはAに〇〇円の領収証を作成して渡した。この領収証には、「平成26年8月〇日、A様宛て、金額〇〇円、東洋防災設備、担当者 Z」と記載されているところ、消火器の値段である〇〇円の記載はなかった。

また、領収証には消火器の商品名及び型式並びに数量の欄があらかじめ印刷されていたが、数量の記載はなく、どの消火器を何台契約したのか明示されていなかった。

平成26年9月、消火器の値段が妥当でなく契約の内容も不明確であったことから、Aは、消費生活センターに相談して、新しい消火器の返品、支払った〇〇円の返金、Zが引き取った消火器を返品してもらうよう、訪問日を指定した上で同事業者に契約解除通知書を郵送した。

その後、引き取った消火器を持参してA宅を訪れたZは、「〇〇円出してくれ。」と言って、前に支払った〇〇円に〇〇円を足した〇〇円で消火器の購入を勧めた。

Aは解約するつもりでいたが、Zが指定した日にちにきたことと、〇〇円の消火器を〇〇円で買うことができると思ったことから、解約はせずに〇〇円で消火器を購入することとした。

この時、Zは、追加で支払った〇〇円の領収証をAに渡した。その領収証には、

契約日：平成26年9月〇日 A様宛て 金額：〇〇円

東洋防災設備 担当者 Z

と記載されているところ、〇〇円を支払った時にZがAに渡した領収証と同じように、消火器の値段である〇〇円はどこにも記載されておらず、数量も記載されていないため、どの消火器を何台購入したか明示されていなかった。

【事例2】

平成26年9月、同事業者の営業員Yは、消費者B宅を突然訪問し、「消火器の点検に来ました。前に置いていった消火器ありますよね。古い消火器を見せてください。」と言った。

Yは、Bが物置から持ってきた消火器を見ると、「あ、これだ、これだ、もう古くて使えないから新しいのと交換しましょう。」と言って消火器の購入を勧めた。

Bが交換するともなにも言っていないにもかかわらず、Yは、停めていた車からダンボール箱を持ってきて新しい消火器を取り出し、「もう古くて使えないから新しいのを置いていく。」と言った。

消火器の値段について、Yから「〇〇円だけど、処分するのにお金がかかるが、それは

ただでしてあげる、〇〇円でいい。」と言われたBは、あまりにも高い金額にびっくりした。Bは、値段を聞いただけで、新しい消火器を購入するとは何も言っていないにもかかわらず、Yは、領収証を作成して消火器の購入を勧めた。Yから一方的に話を進められたBは、断る余裕がまったくなかったため言われるままに〇〇円を支払って消火器を購入した。

【事例3】

平成26年8月、同事業者の営業員Xは、消費者C宅を突然訪問し、「消火器を持ってきました。」と言った。Cが、「何ですか。」と言うと、Xは、「消火器の期限が切れているので交換に来ました。」と言って消火器の購入を勧めた。Cは、消火器の交換など頼んではいないと思ったが、家にある消火器の使用期限が切れているのは分かっており、また、消火器の値段について、Xが、「今日は〇〇円を〇〇円に安くします。」などと言いながら名刺を差し出したことから、すっかり安心してしまい消火器を購入した。

【事例4】

平成26年7月、同事業者の営業員Wは、突然消費者D宅を訪問し、会社名及び消火器を売りに来たことを告げずに「消火器の使用期限が切れているので交換に来ました。消防署の方から来ました。」と言った。Wを消防署の人だと勘違いしたDが、Wから「消火器を見せてください。」と言われ、家の消火器を見せると、Wは、「この消火器は使用期限が切れています。期限切れの消火器は交換しなければなりません。」「新しい消火器を買ってください。」などと言って、消火器の購入を勧めた。

【事例5】

平成26年7月、同事業者の営業員Vは、突然消費者E宅を訪問し、「消火器の期限が切れています。交換に来ました。」と言った。Eが、「何ですか。」と言うと、Vは、消火器を売りに来たとは告げずに「以前に販売した消火器の期限が切れたので交換しに来ました。」と言った。Eは、消火器の交換を頼んでいなかったが、Vから「消火器を見せてください。」と言われたため、家の玄関先にあった消火器を見せたところ、Vは、消火器を見ながら「この消火器の使用期限は切れています。新しい消火器と交換しなければなりません。」「新しい消火器を買ってください。」と言って消火器の購入を勧めた。Eは、Vからそのように言われ、新しい消火器を備え付けなければ違反になると思ったため、仕方なく買う気もなかった消火器を購入した。

【事例6】

平成27年3月、同事業者の営業員Uは、消費者F宅を訪問し、「消火器の交換時期が切れていると思うので点検に来ました。」と言って、消火器の購入を勧めた。Uから、「消防署との連絡も取っています。」「交換すれば10年間は交換する必要がありません。」と言われたFは、同事業者を信頼して消火器を購入することとした。